

項目名	税制全体のグリーン化の推進
税目	環境関連税制等
<p>要 望 の 内 容</p>	<p>2030 年度 46%削減、2050 年のカーボンニュートラルを実現するためには、あらゆる分野で、でき得限りの取組を進める必要があるが、その中でも、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆる主体の行動変容の促進</li> <li>・既存の先端技術の早期かつ最大限の導入、イノベーションの実現及びその社会実装</li> </ul> <p>をこれまで想定していた以上の規模・スピード感で実現していくことが必要。本年 6 月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」では、GX 投資に関する新たな政策イニシアティブとして、「GX 経済移行債（仮称）」の創設や「成長志向型カーボンプライシング構想」の具体化といった方向性が打ち出され、炭素中立型経済社会の実現に向け、カーボンプライシングを含めしっかりと検討していくことが求められている。</p> <p>また、カーボンプライシングについては、本年 5 月の G 7 気候・エネルギー・環境大臣会合において、費用効率の高い排出削減を加速するなどの投資を促進する決定的な潜在力や、収入が気候変動対策のための更なる資金拠出等を可能にする旨が認識・強調されるとともに、G 7 を超えたパートナーとその野心的な活用を世界中で拡大することに取り組む旨が合意されたところ。</p> <p>これらの点や、ロシアのウクライナ侵略に端を発する現下のエネルギー情勢等も踏まえつつ、成長促進と排出抑制・吸収を共に最大化する効果を持った「成長志向型カーボンプライシング構想」の具体化に向けた検討を進める。</p> <p>第 5 次環境基本計画（平成 30 年 4 月 17 日閣議決定）に基づき、企業や国民一人一人を含む多様な主体の行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進するために、以下のとおり、幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進する。</p> <p>（地球温暖化対策）</p> <p>○ 「成長志向型カーボンプライシング構想」の具体化</p> <p>脱炭素社会の実現に向けた官民連携の取組を一気に加速し、エネルギー安全保障の確保に万全を期しながら、国内投資を拡大しつつ新たな成長のフロンティアを開拓する。2050 年カーボンニュートラル実現を見据え、官民連携の下、脱炭素に向けた経済・社会、産業構造変革への道筋の大枠を示したクリーンエネルギー戦略中間整理に基づき、年内にロードマップを取りまとめる。今後 10 年間に 150 兆円の官民の脱炭素投資を先導するための政府資金を先行して調達するための「GX 経済移行債（仮称）」の将来の財源、脱炭素投資を促す経済的インセンティブ、EU において検討が進められている炭素国境調整措置への対応、さらに来年我が国は G 7 議長国としてカーボンプライシングの議論をリードする必要があることなどの観点を踏まえつつ、中長期にわたる時間軸の中で予見可能性の高い「成長志向型カーボンプライシング構想」の具体化の検討を進め、速やかに結論を得る。その際、現下のエネルギー情勢等を踏まえて施行までに一定の期間を設けること、代替技術のイノベーション、中小企業をはじめとする事業者の脱炭素化に向けた円滑な移行等に関する配慮を行う。グリーントランスフォーメーション（GX）に向けた各種政策と一体として、我が国産業の競争力強化や国内外の脱炭素市場の獲得を実現する。</p> <p>○ 税制全体のグリーン化</p> <p>平成 24 年 10 月から施行されている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持する。</p> <p>（自動車環境対策）</p> <p>○ 地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公</p>

	<p>害健康被害補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。</p> <p>(生物多様性の保全)  ○ 「30by30 目標」の達成に向けた税制措置を含む施策の推進  2030 年までに陸と海の 30%以上を保全する「30by30 目標」達成に向け、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域 (OECM) の設定・管理を推進するため、制度化と併せて民間の取組を支援するための税制措置のあり方についても吸収源対策の推進の観点も踏まえつつ検討し、必要な対応を行う。</p> <table border="1" data-bbox="874 566 1490 734"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>( —</td> <td>百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>( —</td> <td>百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	( —	百万円)	(改正増減収額)	( —	百万円)
平年度の減収見込額	—	百万円								
(制度自体の減収額)	( —	百万円)								
(改正増減収額)	( —	百万円)								
<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的  脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現することにより、持続可能な社会の構築の推進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性  昨今、コロナ危機と気候危機への取組を両立する観点から、ポスト・コロナの経済社会構造をより持続可能で強靱なものへと変革していく必要性が国内外で共有されているところである。我が国においては、令和2年10月に菅総理大臣から、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言した。また、昨年4月には、2030年に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目標とする、新たな2030年目標を設定した。脱炭素社会を始めとする持続可能な社会の実現のためには、あらゆる施策を総動員する必要があるとあり、税制はその有効な政策ツールである。</p> <p>第5次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)において、「エネルギー課税、車体課税といった環境関連税制等のグリーン化を推進することは、企業や国民一人一人を含む多様な主体の行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進することにつながることをもって、グリーンな経済システムの基盤を構築する重要な施策である。こうした環境関連税制等による環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行い、引き続き税制全体のグリーン化を推進していく」こととされており、持続可能な社会の構築に向け税制面からの一層の検討が求められている。</p> <p>このため、持続可能な社会を構築する観点から、脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現する必要がある。</p> <p>とりわけ地球温暖化対策については、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)において、「環境関連税制等のグリーン化については、2050年カーボンニュートラルのための重要な施策である。このため、環境関連税制等の環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行うなど、地球温暖化対策に取り組む。」こととされた。我が国及び諸外国においてカーボンプライシング(炭素の価格付け)の導入を始めとした各種施策の実践の蓄積や教訓があることを踏まえながら、税制全体のグリーン化を推進していくことが重要である。</p>									

		<p>また、同計画では、地球温暖化対策のための税について、「2012年10月から施行されている地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例の税収を活用して、各省が連携して縦割りを排しつつ、事業の特性に応じて費用対効果の高い施策に重点化するなど、ワイズスペンディングを強化しながら、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出削減の諸施策を着実に実施していく。」とされており、その税収の有効活用に取り組む必要がある。</p> <p>なお、カーボンプライシングに関しては、現在、世界各国で導入が広がっており、2022年5月現在では、世界全体で46の国と36の地域でカーボンプライシング施策が導入されている。近年では、中国や韓国、シンガポール等のアジア諸国でもカーボンプライシングの導入が進んでいる。我が国では平成24年度から地球温暖化対策のための税を導入している。</p> <p>このカーボンプライシングについて、「経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月閣議決定）」では、「今後10年間に150兆円超の投資を実現するため、成長促進と排出抑制・吸収を共に最大化する効果を持った、「成長志向型カーボンプライシング構想」を具体化し、最大限活用する。同構想においては、150兆円超の官民の投資を先導するために十分な規模の政府資金を、将来の財源の裏付けをもった「GX経済移行債（仮称）」により先行して調達し、複数年度にわたり予見可能な形で、速やかに投資支援に回していくことと一体で検討していく。」とされている。また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月閣議決定）においても同様とされている。</p>	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8-1. 経済のグリーン化の推進
		政策の達成目標	脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現することにより、持続可能な社会の構築の推進を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間は	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	我が国においては、これまでの環境関連税制が二酸化炭素排出抑制等に相応の効果を有していることに加え、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための地球温暖化対策のための税の導入や、車体課税のグリーン化等の措置が講じられてきた。 しかしながら、国際的には、我が国の環境関連税制による負担水準は必ずしも高いとは言えないこと、我が国の炭素等に係る税率は依然として低いこと、更には欧州における国境炭素調整措置等の様々な議論があること等を踏まえれば、税制全体のグリーン化に向けた更なる検討が必要である。	
有効性	要望の措置の適用見込み	—	
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	税制全体のグリーン化は、税制を環境負荷に応じたものとするすることで、環境負荷の抑制に向けた経済的インセンティブを働かせるなど、持続可能な社会を実現する上で有効な政策ツールである。	

相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	第5次環境基本計画にあるとおり、ポリシーミックスの考え方に沿って、効果の最大化を図りつつ、国民負担や行財政コストを極力小さくすることに留意しながら、税制全体のグリーン化を推進する。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成17～令和3年度税制改正要望において、毎年度関連要望を提出。	